子どもセンターののさん
News Letter No.4
2013年9月1日 発行

ご挨拶

皆様、日頃のご支援、ご協力ありがとうございます。
2012年4月にオープンをした子どもシェルター「はるの家」は、皆様のご支援により、無事、開設1年を過ぎ、2年目の夏を迎えました。
皆様に、子どもシェルターの必要性、役割を理解していただくには、「はるの家」にやってきた子ども達のことを、プライバシーに配慮しながらご紹介することが一番ですが、開設からまだ1年少々であり、どのようにケースを加工しても特定されるおそれがありますので、残念ながらご紹介をすることができません。入所人数等の簡単な説明にとどめさせていただくことをお許しください。
2012年4月から2013年3月までの間に、のべ16名の子ども達が入所しました。入所年齢は、最年少の子どもが11歳、最年長は17歳でした。入所期間の最長は約5ヶ月、最短は5日間でした。退所後は、自宅に戻ることができた子どももいますが、親族宅、児童養護施設、里親宅で新たな生活を踏み出した子どももいます。子ども達が置かれてきた環境はほとんどが虐待環境であり、子ども達は、自傷、大量服薬、不登校、非行等、様々な問題を抱えていました。発達障害の診断を受けている子どもも複数いました。
スタッフ・ボランティアの方々は、それぞれの子どもに応じて、柔軟であたたかな支援を提供してくれました。しかし、子ども達のニーズに対応するには、スタッフの増員が必要であり、本年6月から、3人目の正職員であるスタッフを増員しました。とても幸運なことに、他のスタッフと同様に、子どもを尊重し子どもに寄り添う方をスタッフに迎えることができました。
「はるの家」の子ども部屋に空きがあるかぎりは、行くところがない子ども達は受け入れていきたい、われわれの体制が不十分等の理由により受け入れを断ることがないようにしたい、子どもシェルターとしての役割を果たしたいと決意を新たにしています。
更なる支援の充実、関係機関との連携、子ども担当弁護士の養成、退所先の確保、財政基盤の確保、広報など課題はたくさんありますが、子ども達のニーズに応えられるよう、努めていきたいと思っていますので、今後ともご支援をいただきますようお願い申し上げます。

理事長　安保千秋

「家族再生」ということに関連して

かなり前のこと、ある児童養護施設で、なかなか突破できない入所児童の公立高校への進学をめぐり、児童相談所職員が施設の方々と意見交換をしたことがあった。公立高校への合格は中学校の内申書の成績が大きく影響するが、「入所児童の頭が悪いとも思わないのだが、平均評定で3点とれない子が多い」とのこと。いろいろ議論する内に、あるベテラン指導員が「親や家族と定期的につながりのある子は、平均評点3点がとれている」と話し出した。
家族との基盤や絆が安定している子は、一定の成績が残せるという。子どもの「生を営む力」「能力発揮を支える基盤」「自己実現できる条件」などが、それぞれの家族との基盤の安定度に大きく裏打ちされるのであるならば、シビアな養護条件や家族条件を余儀なく背負わされている子どもたちにとってはずいぶん酷な話である。昨今の児童虐待の増加などを考えると、このような家族との基盤や絆は、更に厳しい状況になっているのだろう。
しかし、どのような状況であろうとも、それぞれの子どもにとっては唯一無二の親や家族であり、できるならばその親や家族との良好な関係を取り返したいと思うのは、心の奥底からの願いであろう。また、先に述べたベテラン指導員の話には、過酷だが現実原則に基づく真理が含まれているとも思われた。だからこそ私たち大人は、目前の一人ひとりの子どもたちのために、家族とのチャンネルを、どんなに小さくとも一つずつ回復させる取り組みを怠ってはならない。昨今、「家族再生」というテーマが、様々な現場でクローズアップされている。子どもを中心に据えた「子どもの権利擁護」という考え方が、だんだん深く浸透するようになってきたが、このことの確保が、子どもたちの自己実現において具体的かつ直接的にはね返ってくることを肝に銘じたい。
昨年私は、児童養護施設のベテラン保育士の方々に、「対人援助職としての保育士業務」ということについての聞き取りを行った。その中で「家族再生」ということに関して、現場の保育士さんたちの思いは、良くも悪くも共に生活する子どもたちの気持ちへの傾斜が強く、一方の極の親の気持ちへの共感や、現状理解・支援などについては意外に淡泊ではないかと感じたことがあった。一方、親子関係調整などを進める児童相談所などは、ソーシャルワークとして親の状況・文脈などに寄り添うあまり、「今日・明日の子どもの現状や気持ち」に対して、逆に鈍感であったり時宜にかなわず放置してしまっているように思われることもあった。そして、時には専門職同士がすれ違うこともないわけではない。双方の本音の気持ちを連携の知恵と力で埋めて、子どもへの処遇を連続させていくことが、真の専門家の知恵ではないか。
状況が厳しいほど、それぞれの立場からの取り組みや見通しが「総合化」されることが大きな課題だと思えた。そして、関係者・関係機関の、そして何よりも子どもたちの「腑に落ちる」前向きな支援を総合的に創出できる現実的な方策をコンスタントに見通し続け、推進させ続けるのは、ことのほか大きなエネルギーを必要とする。私たちの「はるの家」もまた、同じテーマを有する現場なのだと今改めて感じている。

理事　柴田長生

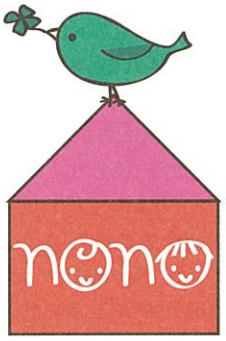

「チャイルドライン」について

チャイルドラインの
子ども用カード

「チャイルドライン」とは、18歳までの子ども専用電話です。
「いじめ」「虐待」「体罰」「自死」子どもたちの危機、生命が危ぶまれる厳しい現状が続いています。そのような状況を何とかしたいと、子どもの権利条約の理念に基づき、子どもからの声を電話で聴き、子どもの心を受けとめる18歳までの子ども専用電話が「チャイルドライン」です。
子どもの気持ちを聴くことで、子どもをエンパワメントし、自立を支持する、子どもの声から気づいたことを社会に発信し、子どもの環境を変える、そんな活動です。
全国統一フリーダイヤルで実施し、年間着信件数は、24万件であり、開設時間内は、電話のベルが、なり続けています。

子どもたちはお説教抜き、押しつけ抜きの「チャイルドライン」に、本音で思いをぶつけてきます。子どもたちの声にひたすら耳を傾けていると、自分の話を聴いてもらえた、受けとめてもらえたと感じた時、自分自身でその課題に向き合い、乗り超えていく力につながります。そんな電話でつながる心の居場所が「チャイルドライン」です。
しかし、電話でつながることはできますが、具体的な対応が必要な時、現場に向かえない現実もあります。行き場所のない子どもたちに、直接支援団体「子どもシェルターののさん」や子ども支援団体の存在、およびそれらとの連携が不可欠であると考えています。
「NPO法人ののさん」の誕生の経緯を見ていますと、チャイルドラインを京都に誕生させた時のことが、昨日のようによみがえります。
子どもの環境を何とかしたいと問題意識をもった人が集まり、組織作りや資金作りに、奔走してきました。13年たった、今、「チャイルドライン京都」は、大きく変化しました。開設当初は、チャイルドラインの設置や基盤整備に必死でしたが、子どもの声を受けとめるだけでなく、子どもの声を聴けるおとなを地域の中に広げよう「笑顔あふれるまちづくり」の推進を目指しています。子どもの最善の利益を保障するために、子どもに寄り添い続けましょう。

特定非営利活動法人 チャイルドライン京都
事務局長　外村まき

支援は勝手にやります

― 配管工事業・藤田工業所の取り組み ―

前号では、行き場がない子どもに「生活」と「労働」の場を提供している福岡市の波村夫妻の取り組みを紹介しました。
今回は、児童養護施設退所児や保護観察処分中の少年を多数雇用してきた藤田工業所（三重県鈴鹿市）を取り上げます。

藤田工業所は、配管工事を主に手がける従業員9人の町工場である。社長の藤田篤志氏（54）は、一代でこの会社を築いた。「何か世の中のためにできることはないか？」と考え、児童養護施設出身のA君（18）を採用したという。
「A君を見た瞬間に、自分の子どもっていうのは、3人おるんですけど、その自分の子ども以上に、A君を見た瞬間にすごい嬉しくてね。まあその気持ちっていうのは、ちょっと言い表せませんけど、A君を見た瞬間にすごい素敵なものをプレゼントしてもらったような気になって」
社長は、A君のためにアパートを借り、寝食を共にした。職場では上司、アパートでは父親代わりである。ところが、しばらくしてA君はここを飛び出してしまう。社長の親身が、かえってA君の重荷になっていたのかもしれない。
「自分の勝手な理想で、勝手な思い込みで、不幸にさせてしまったような気がして、涙がこぼれました」
やがて会社に戻ってきたA君であるが、その後も同じことをくり返す。「追わず、拒まず」。社長は、A君を受けとめ続けた。やがて、A君は藤田工業所での経験をいかし、独立を果たす。
「それぞれの人生だと思っています。会社を飛び出るのもその子の人生。戻ってきてやり直すのもその子の人生。それぞれの人生に意味があると思っています」
社長が子どもたちに「寛容」でいられるのは、このような考え方が背景にあるからだろう。
「辞めたAがわざわざ子どもを連れて、『結婚しました、社長。やっぱり家庭を持つと社長の気持ちが自分でもわかる』とか言って、わざわざ来てくれたんです」
藤田社長との出会いがなければ、A君の今日はなかったに違いない。施設


藤田工業所　藤田篤志氏

を出て、はじめて味わった「家庭生活」さながらの体験が、その後の生きる力を養ったといってもよい。
社長は、「この子らの支援を勝手にやっていきたいと思います。行政の支援はいりません。補助もいりません」ときっぱりという。「自前」で子どもの雇用を引き受けているところに、本企業の特筆すべき特徴がある。
「将来は、従業員を独立させ、各自社長になってもらい、各自に若い子（施設退所児や保護観察処分中の少年）を雇い入れてもらい、私の意志を継いでもらおうと思います」
こんな社長の構想は、決して夢物語ではないだろう。
藤田工業所の取り組みは、産業革命期のイギリスで、企業の社会的責任を自覚し、「性格形成学院」を創設したロバート・オウエンを想起させる。企業をヒューマナイズしたという点で、社長は「現代版オウエン」である。
「たとえ光のあたらない子でも、その子に光をあててやれば、ダイヤモンドのように光輝く」
社長は、従業員のことを「光の子」と呼ぶ。今日も藤田工業所で、「光の子」たちは「ダイヤモンド」のように輝いている。

※本文は取材に基づいていますが、事実に支障のない範囲で脚色を加えています。

報告者：吉田明弘

全国子どもシェルターネット会議
および第18回日本子ども虐待防止学会報告

Report

2012年12月6日（木）および7日（金）・8日（土）　高知県高知市

第18回日本子ども虐待防止学会前日の午後に全国7カ所の子どもシェルターと準備中の3カ所に地元高知を加えて約40人の代表者が高知城近くの高知会館に集まりました。会場は結婚式場の披露宴にも使われる部屋をお互いの顔を見えるよう「口」の字型に組んであり、全員の椅子が置けないほど大勢が集まりました。議論も同様に活況をみせました。全国に子どもシェルターを広げようとする参加者の熱意が伝わる会議でした。

＜主な議題＞

1. 厚労省通達「暫定定員制について」（2012年9月）

2012年度から厚生労働省が子どもシェルターを自立援助ホームとみなすとされるようになりました。その定員の取り扱いをシェルターの特性に応じて弾力的に運用するとした2012年9月の通知に関しての論議が第一に取り上げられました。
暫定定員というのは、シェルターごとに届出されている定員の2倍（5名であれば10名、6名であれば12名）の利用児童が1年間で見込まれれば翌年度も同額を補助するという内容です。各シェルターとも最も補助金額の大きい6名定員で届出していましたから、12名を超える見通しがあるか順番に現状報告も交えて答えていきました。
新しい福岡「そだちの樹」だけでなく、広島「ピピオ」や岡山「モモ」など「パオ」「カリオン」以外は厳しい情況にあるなかで、石塚理事が京都を代表して「現在（12月）で既に12名を超えています」と報告すると「オゥー」とどよめきがたったほど驚かれました。
古いシェルターは過去3年間遡れることや少数の長期滞在児童がいて、他の子どもの受け入れ上、難しいなどの特殊事情が考慮されるといった助言やシェルターネットとして交渉していくことなどが確認されました。

2. 医療費について

そして、健康保険証が取れないという18歳19歳の入居者の医療費を10割公費負担することの要望について意見が交換されました。
この問題は国（厚生労働省）というより、都府県や政令市の地方自治体ごとの見解に相違があることが浮き彫りになってきました。ここでも、石塚理事が個人的見解と断られたうえで、「児童養護施設の入居者で、18歳19歳で措置され働いている者は18歳未満の児童同様に医療券が出される。置かれている状況で判断されるのではなく、未成年である18・19歳に一律に支給すべき」との発言に全員納得でした。

3. 職員待遇

つぎに、全国に広がりをみせる子どもシェルターだけに準備中のシェルターの参考のためにも職員給与等の待遇について情報交換が行われました。カリオンは社会福祉法人になる時に、東京都社会福祉協議会の社会福祉法人資料を参考に給与表を設定し、諸手当（時間外手当）を規定したり、東京都独自加算があり、最も恵まれた条件を形づくっているとのこと。
他は、給与規定を作成していても、これから作成しようとするところも、運営が厳しく、補助金が入るようになっても事業体として小規模零細なため、低い給与でないと回っていかないとの意見が続きました。

4. 全国自立援助ホーム協議会との帯同

全国自立援助ホームは協議会を結成しており、全国子どもシェルターネットも参入されたらとのお誘いがあるがどうしてゆくかについて確認を行い、ゆるやかな連携をおこなっていくこととなりました。

5. 2013年Jaspcan「日本子ども虐待防止学会」（松本）の分科会担当シェルター

2013年12月13日14日長野県松本市で開催される日本子ども虐待防止学会のシェルター分科会をののさん（京都）が担当することになりました。皆さんもこぞってご協力とご参加をお願いいたします。（3月理事会で安保理事長と竹之下が担当者となりました）

6. 2013年全国子どもシェルター会議の開催

シェルターの数が増え、運営組織会議とスタッフ会議を2本立てにして交流研修する必要性が確認され、2013年9月14日15日に福岡市「そだちの樹」が担当で開催が決定いたしました。

その他、組織として問題はなく少額であるが希望すれば毎年子どもシェルターに寄付をもらえるとの情報提供等が行われました。
そして、18時～20時は高知弁護士会主催で、プレ講演会　子どもの居場所を高知につくる講演会「しあわせって何だろう～子どものために私たちができること～」子どもシェルター設立に向けた記念講演会に出席。そのあと、21時から全国子どもシェルターネットの懇親会と、タイトな、でも充実した学会前日でした。

↓ 裏面へ続く

↓ 中面から続く

日本子ども虐待防止学会第18回において、恒例の子どもシェルター分科会．パネルディスカッションが行われました。今回は、広島「ピピオ」が担当。テーマは、「居場所のない子どもの自立支援～子どものシェルターの取り組みを通して～」と題して、ピピオ理事長の鴨野さんが進行で、カリオン理事長の坪井さん、カリオンガールズ施設長の加藤さん、パオ事務局長の高橋さん、そだちの樹事務局長の小坂さん、ピピオ事務局長の那須さんがパネリストとして登壇されました。
各シェルターの状況や社会資源の相違点、シェルター／自立援助ホームの現状、両者の中間施設としてのステップハウスの必要性と現実など、"居場所"をキーワードに報告が行われ、さらに準備中の和歌山、大阪、高知からも現状までのレポートをはさみ、さまざまな条件のなかで、全国に広げようと各地で取り組む様子や情報交換が有益に行われました。最後に、ピピオの元利用者からシェルターに送られてきた手紙が紹介され、その内容にスタッフ・参加者一同、顔をもたげて前を向いて行こうと勇気づけられました。

今回も安保理事長・石塚理事とともに「ののさん」パネル展示を２日間行いましたが、シェルターネットや分科会への参加で感じたのは、他は組織運営する弁護士と現場の福祉スタッフで構成されているのに比べ、京都「ののさん」は多彩な他職種が理事・運営委員を構成しており、このメリットが暫定定員をクリアした要因でもあるし、もっと生かしていくことを自覚してよいと感じました。
今年９月の福岡には現場職員と運営事務局が、12月の松本は学会に所属されていない理事・運営委員、現場スタッフみんなで出かけましょう！！

報告者：竹之下典祥

第２回 スタッフ・ボランティア連続研修会のご報告

2013年２月10日（日）～３月24日（日）までの隔週日曜日ごと、午前10時～午後５時　キャンパスプラザ京都 にて、たくさんの参加者の中、第２回のスタッフ・ボランティア連続研修会が開催されました。合計16講座を受講され、登録をしていただいた方には、早速「はるの家」でご支援をいただいております。研修会の一部を欠席された方は、事務局で講義内容DVDをレンタルしております。事務局までお問い合わせください。

＜ご報告＞
2013年６月９日（日）メルパルク京都にて、平成25年度の総会が行われました。
役員の一部が改選されましたのでご報告いたします。

理 事 長　安保千秋
副理事長　桐野由美子　丹良一
理　　事　有井悦子　石塚かおる　浦田雅夫　小町崇幸
　　柴田長生　平田真貴子　山邊朗子　吉田明弘
監　　事　瀬口絵美　米澤一喜

＜銀行振込口座変更のお知らせ＞
以下のように京都銀行の支店名が変更になりました。
京都銀行　京都市役所前支店　普通預金３６５９７２９　特定非営利活動法人子どもセンターののさん　トクヒ）コドモセンターノノサン

NPO事務局のご連絡先など

◎入所申し込み、お問い合わせなどについては、こちらまでお願いします。
〒604-0863 京都市中京区巴町81 みやこビル２階　NPO法人 子どもセンターののさん事務局
○ TEL：075-254-8331　○ FAX：075-254-8332　○ E-Mail: info@nonosan.org

正会員・賛助会員、寄付を募集しています

正会員（初年度入会金5,000円、年会費5,000円）、
賛助会員（個人会員1口 年間3,000円／法人会員1口 年間10,000円）
を募集中です。また、寄付についても随時募集中です！
詳しくは電話またはE-Mailにてお問い合わせ下さい。

入会金、会費、寄付の振込先

■ 京都銀行　京都市役所前支店　普通預金３６５９７２９
特定非営利活動法人子どもセンターののさん
トクヒ）コドモセンターノノサン

■ ゆうちょ銀行　〇九九支店　当座預金０１４４４３３
特定非営利活動法人子どもセンターののさん
トクヒ）コドモセンターノノサン

※お振込後、メール、FAX、ハガキのいずれかの方法で、事務局までお知らせ下さい。

公益財団法人 京都地域創造基金 PLUS-SOCIAL

このたび、公益財団法人　京都地域創造基金との提携により、ご寄付に対して、税制優遇措置の適用が可能となりました。詳しくは別紙をご覧ください。